

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- なお本事業は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

<広報啓発の取組例>

- こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- 居場所マップの作製・配布
- 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- 人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

<想定されるテーマ例>

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり
- ・居場所づくりに関する中間支援 等



実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】 都道府県、市区町村 【補助率】 国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
 【補助基準額】 1 都道府県あたり 7,206千円 1 指定都市あたり 5,622千円
 1 特別区・中核市あたり 3,543千円 1 市町村あたり 2,003千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】 都道府県、市区町村 【補助率】 国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
 【補助基準額】 1 都道府県あたり 4,552千円 1 指定都市あたり 4,134千円
 1 特別区・中核市あたり 3,886千円 1 市町村あたり 2,130千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】 都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
 【補助率】 国 10/10
 【補助基準額】 1 団体あたり 5,000千円（上限）
 ※同一団体の同一事業は採択しない。



5 モビリティの確保に対する支援

5 モビリティの確保に対する支援	担当府省庁
(1) 新しい地方経済・生活環境創生交付金 （第2世代交付金：ソフト事業） ⇒ 1（1）参照	内閣官房・内閣府
(2) 地域公共交通確保維持事業	国土交通省
(3) 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業	環境省・国土交通省

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

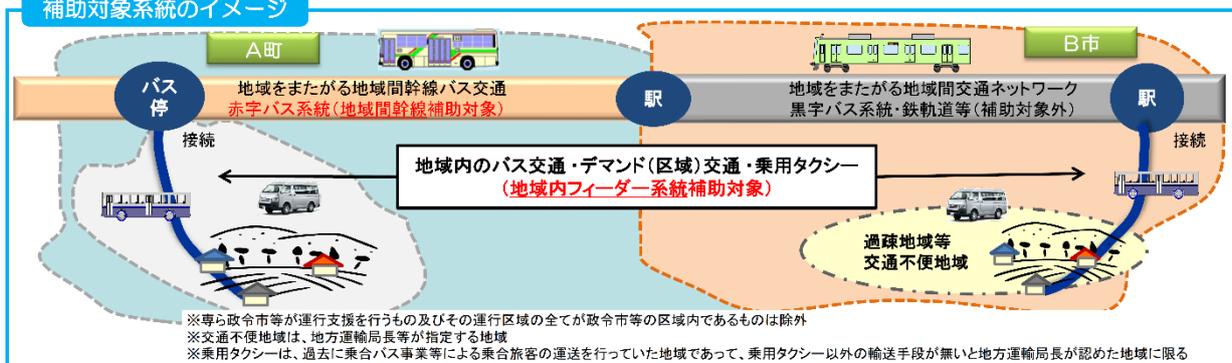
地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
- 補助率 1/2以内
- 主な補助要件
市町村等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり、
・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、
・自家所有乗用旅客運送者による運行であること
・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1運行(往復)以上であること
・経常赤字であること



補助対象系統のイメージ



地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業（国土交通省連携事業）

【令和7年度予算額 1,100百万円（1,495百万円）】

鉄道事業等における省エネ設備・機器の導入を促進し、再生可能エネルギーと積極的に組み合わせることで脱炭素化された地域の公共交通の構築を支援します。

1. 事業目的

- ・地域の公共交通における省CO2効果の高い鉄道・LRT・グリーンスローモビリティの車両や設備等の導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの積極利用を促すことで、2050年カーボンニュートラルに資する地域の脱炭素交通モデルを構築する。

2. 事業内容

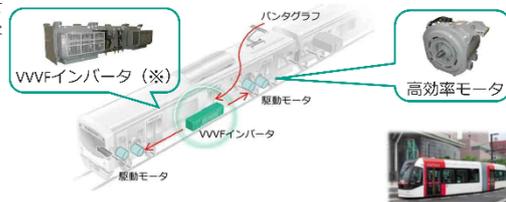
- (1) 交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業（補助）
・マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、交通システムの省CO2化を加速させるため、鉄道やLRT（Light Rail Transit）における省CO2効果の高い車両や先進的な省エネ機器等の導入支援を行う。
- (2) グリーンスローモビリティの導入促進事業（補助）
・地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティ（時速20km未満で公道を走ることができる電動車）の導入支援を行う。
- (3) 公共交通分野の効果的CO2削減策検討事業（委託）
・先進的な設備・システムの調査、公共交通分野のCO2削減の効果検証を通じ、より効果的・効率的な公共交通の支援の方向性を検討するための調査を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 間接補助事業 (1/2, 1/3, 1/4 ※一部上限あり)
(2) 間接補助事業 (1/2 ※一部上限あり)
(3) 委託事業
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和9年度

4. 事業イメージ

- (1) 交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業



※ 駆動モータの回転力及び回転数を制御する装置
(写真は東洋電機製造(株)JHPより)

- (2) グリーンスローモビリティの導入促進事業



お問い合わせ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301